

答申第 768 号

諮問第 1308 号

件名：開示請求人の発言を記録した文書のうち、「個別の教育支援計画」を情報提供した開示請求人のもの等の不開示（不存在）決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について不存在を理由として不開示としたこと及び別表 2 の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 5 月 11 日、同月 31 日、同年 10 月 10 日及び同年 12 月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 6 月 8 日、同月 26 日、同月 27 日、同月 28 日、同月 29 日、同年 7 月 6 日、同年 11 月 6 日、平成 25 年 1 月 30 日、同年 2 月 1 日、同月 15 日及び同月 18 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
ア 別表 1 の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 以下も同様とする。）について

愛知県教育委員会は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

愛知県教育委員会は、開示請求人に個別の教育支援計画、個別の指導計画を情報提供した。愛知県教育委員会所属の職員は、開示請求人の言動を、高等学校教育課、特別支援教育課、総務課職員に報告をしている。

開示請求人が何らの要求をしていない時期に、愛知県教育委員会は、自発的に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を情報提供したと思われる。愛知県教育委員会職員において、開示請求人が個別の教育支援計画等を要求しているという認識があったことが想定される。それゆえに、

愛知県教育委員会各所属において、何らかの開示請求人の発言を記載した文書が存在すると主張する。

開示請求人は、事実として、愛知県教育委員会所属の学校職員から情報提供により個別の教育支援計画、個別の指導計画を入手していることから、愛知県教育委員会には、開示請求人に対して情報提供をする理由が記載されている文書が存在する。参考として、開示請求人に個別の教育支援計画等を情報提供した A さんの報告書を添付する。

イ 分類 2 について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

開示請求に係る行政文書の存在は、愛知県教育委員会が訴訟記録閲覧等制限申立書を作成したことにより、明らかにされている。

ウ 分類 3 から分類 12 までについて

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

エ 別表 2 について

条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、427 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容、異議申立ての内容等が同一又は類似しており、相互に関連性が深いことから、実施機関は、当該 427 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、本件請求対象文書を作成若しくは取得しておらず不存在であるので不開示とし、又は本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 本件請求対象文書について

(ア) 分類 1 について

実施機関において、平成 16 年度から平成 24 年度までの間に、個別の教育支援計画を情報提供した開示請求者は本件異議申立人のみであることから、分類 1 に係る文書は、教育委員会の本庁各課（以下「本庁各課」という。）及び愛知県立学校（以下「県立学校」という。）が平成 16 年度から平成 24 年度までに作成又は取得したもののうち、異議申立人の発言を記録した文書と解した。

(イ) 分類 2 について

分類 2 に係る開示請求書には、異議申立人を原告として、実施機関を相手に争われた訴訟である平成 23 年（行ウ）第 a 号行政文書不開示決定取消請求事件（以下「a 号事件」という。）において、平成 24 年 4 月 17 日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した訴訟記録閲覧等制限申立書（以下「制限申立書」という。）が添付されていた。

制限申立書は、a 号事件において、原告である異議申立人が実施機関によって情報提供されたとして名古屋地方裁判所に提出した甲第 18 号証愛知県立安城養護学校（以下「安城養護学校」という。）に在籍又は在籍していた児童生徒の個別の指導記録（以下「第 18 号証」という。）について、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 92 条に基づき、閲覧等の制限の申立てを行うためのものである。制限申立書には、分類 2 に係る開示請求書にも同様の記載のある「生徒指導の個別の指導記録」との記載部分が、異議申立人によるものと思われる下線によって強調されていることから、当該部分は分類 2 に係る開示請求と関連していると考えられる。

実施機関において障害を持つ児童生徒の指導記録を情報提供したのは異議申立人のみであったことから、分類 2 に係る文書は、本庁各課及び県立学校が作成又は取得したもののうち、第 18 号証と同様の指導記録を異議申立人に情報提供した経緯が記載されている文書全てと解した。

(ウ) 分類 3 について

前記(ア)に記載のとおり、平成 16 年度から平成 24 年度までの間に、実施機関が個別の教育支援計画を情報提供した開示請求者は本件異議申立人のみであることから、分類 3 に係る文書は、教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）が管理するもののうち、異議申立人の発言内容が記載されている文書と解した。

(エ) 分類 4 について

分類 4 に係る開示請求書には、a 号事件において、平成 24 年 3 月 28 日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した乙第 10 号証報告書（以下「第 10 号証報告書」という。）が添付されていた。

第 10 号証報告書は、平成 18 年度当時特別支援教育課において情報公開事務を担当していた B が作成しており、平成 18 年度当時の異議申立人とのやりとりについて記載されている。

第 10 号証報告書には、分類 4 に係る開示請求書にも同様の記載のある「学校を困らせるようになりました」との記載があることから、分類 4 に係る文書は、当該「学校を困らせるようになりました」という記載に係る異議申立人の言動及び発言が記載されている文書と解した。

(オ) 分類 5 について

分類 5 に係る開示請求書には、異議申立人を原告として、実施機関を相手に争われた訴訟である平成 22 年（行ウ）第 b 号行政文書不開示決定取消請求事件（以下「b 号事件」という。）において、平成 24 年 6 月 13 日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した乙第 211 号証陳述書（以下「第 211 号証陳述書」という。）が添付されていた。

第 211 号証陳述書は、平成 24 年度当時教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）に所属していた C が作成しており、異議申立人の開示請求の経緯等について記載されている。

分類 5 に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書には異議申立人によるものと思われる数字及び下線が記載されているが、当該数字及び下線部分は分類 5 に係る開示請求書に記載の数字及び請求内容と類似していることから、当該数字及び下線部分と分類 5 に係る開示請求とは、関連していると考えられる。

よって、分類 5 の請求項目②に係る文書は、異議申立人が閲覧に来なかったと報告した職員の氏名及び当該内容の回答に係る平成 19 年度から平成 24 年度までの文書、請求項目④に係る文書は、異議申立人に対して補正依頼の通知を行った開示請求書及び補正依頼通知のうち、公開窓口で受け付けた平成 19 年度から平成 24 年度までの文書と解した。

分類 5 に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書において、異議申立人によるものと思われる番号⑥及び下線の記載によって強調されている鍵括弧部分については、平成 22 年度当時教育委員会管理部総務課教育企画室（以下「教育企画室」という。）に所属していた D が、b 号事件において作成した乙第 77 号証陳述書(1)（以下「第 77 号証陳述書」という。）の記載内容が抜粋されていることから、請求項目⑥に係る文書は、D が作成した平成 19 年度から平成 24 年度までの文書のうち、第 211 号証陳述書の 3(1)(ウ)に記載されている第 77 号証陳述書の抜粋部分に係る、D と異議申立人との面談記録と解した。

請求項目⑨に係る文書は、平成 21 年 10 月頃に教育企画室職員が作成した異議申立人との面談記録と解した。

分類 5 に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書において、異議申立人によるものと思われる番号⑪及び下線の記載によって強調されている鍵括弧部分については、平成 23 年度当時教育委員会管理部総務課（以下「総務課」という。）に所属していた E が、b 号事件において作成した乙第 143 号証の 2 の陳述書（以下「第 143 号証の 2 の陳述書」という。）の記載内容が抜粋されていることから、請求項目⑪に係る文書は、E が作成した平成 19 年度から平成 24 年度までの文書のうち、第 211 号証陳述書の 4(3)に記載されている第 143 号証の 2 の陳述書の抜粋部分に係る、異議申立人との日程調整に関する電話記録と解した。

(カ) 分類 6 について

分類 6 に係る開示請求書は分類 5 に係る開示請求書と同一であることから、分類 5 等に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書に記載の異議申立人によるものと思われる数字及び下線部分は、分類 6 に係る開示請求とも関連していると考えられる。

分類 6 に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書において、異議申立人によるものと思われる番号⑤の記載部分には、「開示の実施」という文字についても異議申立人の記載と思われる下線によって強調されていることから、請求項目⑤に係る文書は、平成 21 年 7 月 7 日に行われた異議申立人への開示の実施における教職員課職員と異議申立人とのやりとりについて、教職員課職員が平成 19 年度から平成 24 年度までに作成した面談記録と解した。

分類 6 に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書において、異議申立人によるものと思われる番号⑫の記載部分には、「肖像権という」の文字についても異議申立人が記載したと思われる下線によって強調されていることから、請求項目⑫に係る文書は、平成 24 年 4 月 19 日に行われた異議申立人への開示の実施における教職員課職員と異議申立人とのやりとりについて、当該開示の実施に同席していた C が主張した肖像権に係る記載があるもののうち、平成 19 年度から平成 24 年度までの文書と解した。

(キ) 分類 7 について

分類 7 に係る開示請求書は分類 5 及び 6 に係る開示請求書と同一であることから、分類 5 等に係る開示請求書に添付されていた第 211 号証陳述書の異議申立人によるものと思われる数字及び下線の記載部分は、分類 7 に係る開示請求とも関連していると考えられる。

よって、請求項目⑩に係る文書は、異議申立人との開示の実施日の日程調整に関する電話記録のうち、平成19年度から平成24年度までの文書と解した。

(ク) 分類8について

分類8に係る開示請求書は分類5、6及び7に係る開示請求書と同一であることから、分類5等に係る開示請求書に添付されていた第211号証陳述書の異議申立人によるものと思われる数字及び下線部分は、分類8に係る開示請求とも関連していると考えられる。

よって、請求項目⑦に係る文書は、平成21年8月10日に行われた特別支援教育課職員と異議申立人との電話でのやりとりの記録のうち、特別支援教育課職員が平成19年度から平成24年度までに作成した文書、請求項目⑧に係る文書は、当該電話でのやりとりのうち、平成21年度当時特別支援教育課に所属していたFの発言した内容が記載された平成19年度から平成24年度までの文書と解した。

(ケ) 分類9について

分類9に係る文書は、本庁各課、安城養護学校、愛知県立三好養護学校（以下「三好養護学校」という。）及び愛知県立春日台養護学校（以下「春日台養護学校」という。）が管理しており、かつDが作成したもののうち、第77号証陳述書に記載の内容が記載されており、教育委員会に提出した文書と解した。

(コ) 分類10について

分類10に係る開示請求書には、異議申立人を原告として、実施機関を相手に争われた訴訟である平成22年（行ウ）第c号行政文書不開示決定取消請求事件（以下「c号事件」という。）において、平成22年11月15日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した準備書面(1)（以下「準備書面(1)」という。）が添付されていた。

準備書面(1)は、これまでの異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやりとりを行った職員やそのやりとりの内容等について記載されていることから、分類10に係る文書は、本庁各課、安城養護学校、三好養護学校及び春日台養護学校が管理する平成19年度から平成24年度までの文書のうち、準備書面(1)に記載されている職員が教育委員会に提出した、異議申立人の言動が記載されている文書と解した。

(ク) 分類11について

分類11に係る開示請求書には、b号事件において名古屋地方裁判所が作成した第17回口頭弁論調書（以下「第17回口頭弁論調書」とい

う。)が添付されていた。

第17回口頭弁論調書には、b号事件における平成24年11月21日の口頭弁論の要領が記載されており、その中に、分類11に係る開示請求書にも同様の記載のある「従前の被告の主張」との記載があることから、分類11に係る文書は、本庁各課が管理しており、かつ第17回口頭弁論調書に記載されている「従前の被告の主張」について記載されている文書のうち、教育長又は教育委員長が決裁した文書と解した。

(シ) 分類12について

分類12に係る開示請求書には、b号事件において、平成23年2月28日付けで、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した乙第100号証陳述書(2)(以下「第100号証陳述書」という。)が添付されていた。

第100号証陳述書は、平成22年度当時特別支援教育課に所属していたFが作成したものであり、Fと異議申立人との開示請求に関するやりとりなどが記載されていることから、分類12に係る文書は、本庁各課、安城養護学校、三好養護学校及び春日台養護学校が管理しており、かつ特別支援教育課が入手したもののうち、Fが当該陳述書で引用した文書と解した。

イ 本件請求対象文書の存否について

(ア) 異議申立人との面談記録、異議申立人の言動が記載された文書等の存否について

別表1の5欄に掲げる請求対象所属(以下「請求対象所属」という。)が、異議申立人との面談記録、異議申立人の言動が記載された文書等を作成するケースを想定すると、異議申立人からの問合せの電話や訪問を受けて、請求対象所属職員が対応を行った場合、異議申立人が特別支援学校に対して教育相談を行った場合等が考えられた。

請求対象所属は、異議申立人からの問合せの電話や訪問を受けた場合、対応した職員が個別に説明等を行っているが、上司への報告を行う場合は口頭で済ませており、逐一文書化することはない。

なお、対応した職員が、今後の事務の参考のために備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということはあるが、そのメモはあくまで当該職員の個人的便宜のために作成されたものであり、当該職員が不要となったと判断すればいつでも廃棄することができるものであるため、組織的に用いるものとして、請求対象所属の職員が管理することはないことから、条例第2条第2項にいう「行政文書」には当たらない。

また、異議申立人も含めた開示請求者との面談時における発言や意見交換の記録については、開示請求に関して作成又は取得した文書を管理している「起案綴」に保管されている可能性があったため、請求対象所属の「起案綴」のファイルの探索を行ったが、存在しなかった。

さらに、特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒とその保護者に対して教育相談を受け付けていることから、「教育相談」のファイルに異議申立人の相談内容の記録が保管されている可能性があったため、請求対象所属の「起案綴」及び「教育相談」のファイルの探索を行ったが、存在しなかった。

ただし、教育委員会における情報公開制度の所管所属である教育企画室においては、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等を目的として、異議申立人の発言や行動等の情報を、異議申立人の来訪時に対応した所属職員の口頭による報告やメモによって集約し整理した「日記」という行政文書として管理している。

これは、異議申立人の開示請求の量が増加した平成 20 年 12 月頃から、教育企画室職員が異議申立人の開示請求の真意を理解するために、個人的なメモとして異議申立人の発言、言動等や異議申立人と各担当者とのやりとり等を記録するようになったためである。その後、異議申立人から訴訟が提起されたことにより、当該メモをベースに書証を作成する必要が生じたことから、平成 22 年 7 月に教育企画室長の決裁を受けて管理することとし、その後顧問弁護士に提出した経緯がある。

よって、異議申立人との開示請求に係る対応の検討に必要な情報は、教育企画室で一元的に集約し管理されており、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として管理する必要はないため、異議申立人との開示請求に係る対応の記録を組織として共用することはない。

異議申立人の訴訟上での主張によると、個別の教育支援計画等を異議申立人に情報提供していたのは平成 18 年度から平成 21 年度頃までと考えられる。しかし、「日記」を確認したが、個別の教育支援計画等を異議申立人に情報提供した旨の記載は存在しないことから、分類 1 及び 2 に係る文書に「日記」は該当しない。

また、「日記」は、異議申立人が開示決定又は一部開示決定された文書の閲覧の有無を報告した職員の氏名は記載されておらず、当該報告を教育企画室職員に行った際の文書も、「日記」に閲覧の有無が記載された後は不要であるため、廃棄済みであった。さらに、「日記」は、既

に記載したとおり、顧問弁護士には提出したが、教育委員会のどの所属に対しても提出してはならず、教育企画室長の決裁は受けたが、教育長又は教育委員長長の決裁は受けていない。また、特別支援教育課は「日記」を入手していない。以上のことから、「日記」は分類9を除いた別表1に係る文書には該当しない。

また、異議申立人が原告である訴訟の担当課である教育企画室、特別支援教育課等においては、「日記」を基に作成した異議申立人との訴訟に係る準備書面及び書証（以下「日記」と併せて「日記等」という。）を行政文書として管理していることから、日記等が本件請求対象文書に該当することも考えられた。

しかし、日記を除いた、異議申立人との訴訟に係る準備書面及び書証等（以下「準備書面及び書証等」という。）は、名古屋地方裁判所から異議申立人に写しが交付されるが、これらは異議申立人にとっては原告として参加している訴訟に関する文書であることから、異議申立人は当然準備書面及び書証等を保管しているはずであり、二重に入手しようとするということは通常考えられない。しかし、例えば開示請求書の紛失などのため開示請求を行ったなど、万が一の場合も考えられることから、平成24年5月23日付け24教特第118号、同日付け24教特第119号、同年6月11日付け24教特第159号、同月12日付け24教特第164号、同年10月19日付け24教職第582号及び平成25年1月29日付け24教特第611号で「行政文書開示請求書の補正について」の通知文書を発出し、当該通知文書の別紙「参考となる情報」において、例えば、「この場合、〇〇様御自身が愛知県に対して提起されています訴訟の準備書面、書証等が対象となる行政文書として考えられますが、これらは〇〇様が当然お持ちのことですから、本開示請求で求めておられる行政文書から除くものと理解してよろしいでしょうか。もし、回答期限までに何らの御連絡もない場合は、上記訴訟の準備書面、書証等は本開示請求の中には含まれないものと理解して、今回開示請求されています行政文書があるか否か、あれば開示できるか否かといったことについて、検討していきます。」等と補正の依頼を行ったが、いずれも回答期限までに異議申立人から何ら連絡がなかった。

よって、別表1に係る開示請求について、請求対象所属が管理する文書のうち、準備書面及び書証等を除いた文書を探索したが、存在しなかった。

(イ) 分類 5 の請求項目④に係る文書の存否について

分類 5 の請求項目④に係る請求対象文書については、別表 1 分類 5 の 5 欄に掲げる請求対象所属において、異議申立人自身が教育委員会に提出した開示請求書及び補正依頼文書を保管していることが考えられた。

しかし、開示請求書は異議申立人が公開窓口に出した時点で、異議申立人に写しが交付されることから、異議申立人は自身が提出した開示請求書を保管しているはずであり、二重に入手しようとするということは通常考えられない。しかし、例えば、開示請求書の紛失などのため開示請求を行ったなど、万が一の場合も考えられることから、平成 24 年 10 月 19 日付け 24 教職第 582 号で「行政文書開示請求書の補正について」の通知文書を発出し、同通知文書の別紙「請求内容等」の④の「参考となる情報」において、「〇〇様ご自身の開示請求に係るこれらの開示請求書及び補正依頼文書は〇〇様もお持ちのことですので、これらを除いたものを対象行政文書と考えてよろしいでしょうか。〇〇様から回答がない場合には、上記のとおり、〇〇様ご自身の開示請求に係るものを除外して対象行政文書として特定し、開示・不開示の判断をさせていただきます。なお、開示請求書は全て公開窓口で受け付けること、補正依頼文書を公開窓口で受け付けることはないことを念のため付言します。」等と補正の依頼を行ったが、回答期限までに異議申立人から何ら連絡がなかった。

よって、請求項目④に係る請求対象文書については、別表 1 分類 5 の 5 欄に掲げる請求対象所属が管理する文書のうち、異議申立人自身に係る開示請求書及び補正依頼文書を除いて、請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

(ウ) 分類 6 の請求項目⑫に係る文書の存否について

平成 24 年 10 月 19 日付け 24 教職第 582 号で「行政文書開示請求書の補正について」の通知文書を発出し、同通知文書の別紙「請求内容等」の⑫の「参考となる情報」において、「開示請求書に添付された「乙第 211 号証陳述書」第 5 項で〇〇様が「⑫」として指摘されている箇所で「肖像権」について発言しているのは、教職員課に在籍する C であります。〇〇様から回答がない場合には、教職員課に対する請求と考えた上で、開示・不開示の判断をさせていただきます。」等と補正の依頼を行ったが、回答期限までに異議申立人から

何ら連絡がなかった。

よって、請求項目⑫に係る請求対象文書については、教職員課が請求対象所属として、請求対象文書を探索することとした。

愛知県教育委員会情報公開事務取扱要領（平成17年3月31日付け16教総第732号教育長通知。以下「取扱要領」という。）の第3には、行政文書の開示に係る事務についての規定があり、そのうち、4(4)に、開示請求者が持参したカメラ等による撮影等に関する規定がある。しかし、当該規定は、開示請求者から、持参カメラ等により開示請求に係る行政文書の撮影等をした旨の申し出があったときは、持参カメラ等を当該行政文書の撮影等以外の目的に使用しようとした場合その他事務上相当な理由がある場合を除き、その使用を認めるものと定めているのみであり、肖像権についての記載は存在しない。また、同要領の他に教職員課は開示請求者が持参したカメラ等による撮影等について記載した文書を管理していない。

仮に、教職員課職員が、肖像権についての解釈を必要とした場合は、法令を参照し、市販の専門書等を確認するなどすればよいことから、本件請求対象文書をあえて作成又は取得しておかなければ事務の遂行に支障を来すということはない。

念のため、請求項目⑫に係る請求対象文書の有無を教職員課で探索したが、やはり作成又は取得していなかった。

(エ) したがって、別表1の5欄に掲げる請求対象所属は、同表に係る文書を作成又は取得していないため、同表の2欄に掲げる開示請求に対して、いずれも不開示（不存在）決定を行った。

(2) 別表2に係る不開示決定について

ア 別表2の行政文書の特定について

別表2に係る文書は、前記(1)ア(コ)に記載のとおり準備書面(1)に記載されている職員が教育委員会に提出した、異議申立人の言動が記載されている文書のうち、総務課が管理する文書と解し、前記(1)イ(ア)に記載の「日記」を特定した。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書には、前記(1)イ(ア)に記載のとおり開示請求者とのやりとり等が記載されており、その全体に開示請求者の氏名、発言、主張等が記載されていることから、本件行政文書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。よって、本件行政文書は、全体として条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件行政文書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イには該当しない上、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件行政文書は、職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、また予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第2号に該当する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

異議申立人と実施機関との間の訴訟において、実施機関から裁判所に提出した書証の中には、本件行政文書をもとに作成されたものがあるが、それは本件行政文書から訴訟上証明すべきものを抽出し、さらに分かりやすい表現にする等の修正を加えたものである。したがって、本件行政文書には書証の記載よりも詳細な、あるいは書証に記載されていない事実についての記載もある。

異議申立人は、過去に実施機関がなした行政文書不開示決定等に対して既に68件にのぼる大量の取消訴訟を起こしたことがあり、現在裁判所において係属している事案はないものの、愛知県情報公開審査会等に対しては、現在でも多数の異議申立てを提起している。今後、当該審査会等において、必要に応じて本件行政文書に記載されている事実を主張していく予定である。さらに、実施機関が行う決定に対し、異議申立人が再び訴訟を提起する可能性も考えられることから、本件行政文書を開示すると、審査会等における実施機関及び訴訟当事者としての手の内情報を明らかにすることとなり、教育委員会の訴訟上の地位が不当に害されることになる。

また、本件行政文書には、各担当者の開示請求者に関する主観的な内容も記載されていることから、本件行政文書を開示すると、異議申立人から各担当者への個人的な嫌がらせとして担当者個人に関わる開示請求も予測される。そうなると、各担当者が訴訟において

提出する資料作成への協力に躊躇^{ちゅうちよ}することとなり、実施機関の今後の訴訟活動に大きな支障が出るおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 別表1に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

イ 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 本件請求対象文書の存否について

(ア) 異議申立人との面談記録、異議申立人の言動が記載された文書等（分類1から分類4まで、分類5の請求項目②、⑥、⑨及び⑩、分類6の請求項目⑤並びに分類7から分類12までに係る文書）の存否について

実施機関によると、請求対象所属は、異議申立人からの問合せの電話や訪問を受けた場合には、対応した職員が個別に説明を行っているが、上司への報告は口頭で済ませており、必ずしも文書化することまではしないが、対応した職員が、備忘録として個人的にメモを作成することはあるとのことである。

また、教育企画室においては、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等を目的として、異議申立人の発言や行動等の状況を異議申立人と対応した所属職員の口頭による報告やメモによって一元的に集約し整理した「日記」という行政文書として管理しているとのことである。

そして、「日記」には、個別の教育支援計画等を異議申立人に情報提供した旨や開示決定又は一部開示決定された文書の異議申立人による閲覧の有無を報告した職員の氏名は記載されておらず、当該報告を教育企画室職員に行った際の文書も、「日記」に閲覧の有無が記載された後は不要であるため廃棄済みであるとのことである。さらに、「日記」は、顧問弁護士には提出したが、教育委員会のどの所属に対しても提出してはならず、教育企画室長の決裁は受けたが、教育長又は教育委員長長の決裁は受けていないとのことである。

なお、当審査会において、実施機関が異議申立人に補正を求めた通知（平成24年5月23日付け24教特第118号、同日付け24教特第119号、同年6月11日付け24教特第159号、同月12日付け24教特第164号、同年10月19日付け24教職第582号及び平成25年1月29日付け24教特第611号）を見分したところ、回答期限までに連絡がない場合は、準備書面及び書証等については、請求対象文書から除く旨が記載されていることが認められた。よって、請求対象文書は、準備書面及び書証等を除いたものであると解される。

教育企画室において、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等に必要な情報を一元的に集約し、管理しているのであれば、教育企画室以外の所属において、異議申立人との面談記録、異議申立人の言動が記載された文書等を行政文書として必ずしも管理する必要はないものと解され、また、「日記」は、個別の教育支援計画等を異議申立人に情報提供した旨が記載されているもの等でないのであれば、分類1から分類4まで、分類5の請求項目②、⑥、⑨及び⑪、分類6の請求項目⑤並びに分類7から分類12までに係る請求対象文書が存在しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 分類5の請求項目④に係る文書の存否について

当審査会において、実施機関が異議申立人に補正を求めた通知（平成24年10月19日付け24教職第582号）を見分したところ、回答期限までに連絡がない場合は、異議申立人に係る補正依頼を行った開示請求書及び補正依頼文書については、請求対象文書から除く旨が記載されていることが認められた。

よって、分類5の請求項目④に係る請求対象文書は、異議申立人に係る補正依頼を行った開示請求書及び補正依頼文書を除いたものであると解される。

そして、当審査会において、取扱要領の規定を見分したところ、実施機関が補正を求める際の方法を書面に限定する旨の記載は認められなかったことからすれば、開示請求に対し補正を求めることがあったとしても、必ずしも文書で依頼しているとは限らないと解される。

以上のことから、分類5の請求項目④に係る請求対象文書が存在しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(ウ) 分類6の請求項目⑫に係る文書の存否について

当審査会において、取扱要領の規定を見分したところ、開示請求者が持参したカメラによる撮影等に関する規定があるものの、当該規定には、肖像権についての記載は存在しないことが認められた。

また、仮に、教職員課職員が、肖像権についての解釈を必要とした場合は、法令を参照し、市販の専門書等を確認するなどすればよく、分類6の請求項目⑫に係る請求対象文書を作成又は取得しておかなくても事務の遂行に支障を来すということはないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(エ) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情を推認することはできない。

(2) 別表2に係る不開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

イ 本件行政文書の特定について

本件行政文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

- (7) 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 本件行政文書は、各担当者と開示請求者とのやりとりの内容等が記載されたものである。開示請求者と愛知県間の訴訟において作成された書証は、本件行政文書の内容を抽出して作成されたものであることから、本件行政文書には、書証の記載よりも詳細な、あるいは書証に記載されていない事実についての記載もあると認められる。よって、こうした情報を公にすれば、実施機関としての争訟上の手の内を明らかにすることとなり、争訟上の地位を不当に害するおそれがあると認められる。また、本件行政文書には、各担当者の開示請求者に関する主観的な内容も記載されており、こうした情報を公にすれば、開示請求者から各担当者に対し、何らかの反応があることも予測されることから、今後、各担当者が協力を躊躇^{ちゅうちよ}して、その結果、教育委員会は、争訟において適切な主張ができなくなり、今後の争訟活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件行政文書は、全体として条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であること及び本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(1)ウ及び(2)ウにおいて述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (不開示 (不存在) 決定)

【分類 1】平成 24 年 5 月 11 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 1-1	県立学校、課に対する開示請求 開示請求人の発言を記録した文書 のうち、「個別の教育支援計画」を 情報提供した開示請求人のもの H16 年度～H24 年度	H24. 6. 8	H24. 6. 15	総務課
分類 1-2	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	財務施設課
分類 1-3	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	教職員課
分類 1-4	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	福利課
分類 1-5	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	生涯学習課
分類 1-6	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	高等学校教育課
分類 1-7	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	義務教育課
分類 1-8	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	特別支援教育課
分類 1-9	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	健康学習課
分類 1-10	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	体育スポーツ課
分類 1-11	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	旭丘高等学校
分類 1-12	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	明和高等学校
分類 1-13	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	千種高等学校
分類 1-14	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	守山高等学校
分類 1-15	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	旭陵高等学校
分類 1-16	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	愛知工業高等学 校
分類 1-17	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	愛知商業高等学 校

分類 1-18	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	緑丘商業高等学校
分類 1-19	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	瑞陵高等学校
分類 1-20	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	惟信高等学校
分類 1-21	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	松蔭高等学校
分類 1-22	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	昭和高等学校
分類 1-23	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	名古屋西高等学校
分類 1-24	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	熱田高等学校
分類 1-25	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	中村高等学校
分類 1-26	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	南陽高等学校
分類 1-27	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	鳴海高等学校
分類 1-28	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	天白高等学校
分類 1-29	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	名古屋南高等学校
分類 1-30	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	名南工業高等学校
分類 1-31	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	中川商業高等学校
分類 1-32	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	瀬戸高等学校
分類 1-33	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	瀬戸西高等学校
分類 1-34	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	瀬戸北総合高等学校
分類 1-35	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	瀬戸窯業高等学校
分類 1-36	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井高等学校
分類 1-37	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井西高等学校
分類 1-38	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井東高等学校
分類 1-39	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	高蔵寺高等学校

分類 1-40	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井南高等学校
分類 1-41	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井工業高等学校
分類 1-42	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井商業高等学校
分類 1-43	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	旭野高等学校
分類 1-44	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊明高等学校
分類 1-45	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	日進高等学校
分類 1-46	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	日進西高等学校
分類 1-47	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	東郷高等学校
分類 1-48	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	長久手高等学校
分類 1-49	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	犬山高等学校
分類 1-50	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	犬山南高等学校
分類 1-51	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	尾北高等学校
分類 1-52	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	江南高等学校
分類 1-53	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	古知野高等学校
分類 1-54	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	小牧高等学校
分類 1-55	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	小牧南高等学校
分類 1-56	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	小牧工業高等学校
分類 1-57	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岩倉総合高等学校
分類 1-58	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	新川高等学校
分類 1-59	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	西春高等学校
分類 1-60	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	丹羽高等学校
分類 1-61	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮高等学校

分類 1-62	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮西高等学校
分類 1-63	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮北高等学校
分類 1-64	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮南高等学校
分類 1-65	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮興道高等学校
分類 1-66	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	木曾川高等学校
分類 1-67	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	尾西高等学校
分類 1-68	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮工業高等学校
分類 1-69	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	起工業高等学校
分類 1-70	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮商業高等学校
分類 1-71	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	津島高等学校
分類 1-72	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	津島北高等学校
分類 1-73	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	津島東高等学校
分類 1-74	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	稲沢東高等学校
分類 1-75	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	稲沢高等学校
分類 1-76	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	杏和高等学校
分類 1-77	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	佐屋高等学校
分類 1-78	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	佐織工業高等学校
分類 1-79	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	海翔高等学校
分類 1-80	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	美和高等学校
分類 1-81	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	五条高等学校
分類 1-82	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田高等学校
分類 1-83	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田東高等学校

分類 1-84	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田工業高等学校
分類 1-85	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田農業高等学校
分類 1-86	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田商業高等学校
分類 1-87	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	常滑高等学校
分類 1-88	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	横須賀高等学校
分類 1-89	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	東海南高等学校
分類 1-90	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	東海商業高等学校
分類 1-91	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	大府高等学校
分類 1-92	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	大府東高等学校
分類 1-93	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	桃陵高等学校
分類 1-94	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	知多翔洋高等学校
分類 1-95	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	阿久比高等学校
分類 1-96	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	東浦高等学校
分類 1-97	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	内海高等学校
分類 1-98	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	武豊高等学校
分類 1-99	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田西高等学校
分類 1-100	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田東高等学校
分類 1-101	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	衣台高等学校
分類 1-102	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田北高等学校
分類 1-103	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田南高等学校
分類 1-104	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田高等学校
分類 1-105	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊野高等学校

分類 1-106	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	松平高等学校
分類 1-107	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	加茂丘高等学校
分類 1-108	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	足助高等学校
分類 1-109	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田工業高等学校
分類 1-110	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	猿投農林高等学校
分類 1-111	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	三好高等学校
分類 1-112	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎高等学校
分類 1-113	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎北高等学校
分類 1-114	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎東高等学校
分類 1-115	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎西高等学校
分類 1-116	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岩津高等学校
分類 1-117	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎工業高等学校
分類 1-118	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎商業高等学校
分類 1-119	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	幸田高等学校
分類 1-120	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	碧南高等学校
分類 1-121	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	碧南工業高等学校
分類 1-122	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	刈谷高等学校
分類 1-123	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	刈谷北高等学校
分類 1-124	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	刈谷東高等学校
分類 1-125	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	刈谷工業高等学校
分類 1-126	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	安城高等学校
分類 1-127	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	安城東高等学校

分類 1-128	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	安城南高等学校
分類 1-129	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	安城農林高等学校
分類 1-130	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	西尾高等学校
分類 1-131	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	西尾東高等学校
分類 1-132	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	鶴城丘高等学校
分類 1-133	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一色高等学校
分類 1-134	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	吉良高等学校
分類 1-135	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	知立高等学校
分類 1-136	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	知立東高等学校
分類 1-137	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	高浜高等学校
分類 1-138	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	時習館高等学校
分類 1-139	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋東高等学校
分類 1-140	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊丘高等学校
分類 1-141	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋南高等学校
分類 1-142	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋西高等学校
分類 1-143	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋工業高等学校
分類 1-144	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋商業高等学校
分類 1-145	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	成章高等学校
分類 1-146	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	福江高等学校
分類 1-147	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	渥美農業高等学校
分類 1-148	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	国府高等学校
分類 1-149	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	御津高等学校

分類 1-150	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	小坂井高等学校
分類 1-151	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊川工業高等学校
分類 1-152	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	宝陵高等学校
分類 1-153	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	蒲郡高等学校
分類 1-154	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	蒲郡東高等学校
分類 1-155	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	三谷水産高等学校
分類 1-156	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	新城東高等学校
分類 1-157	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	新城東高等学校 作手校舎
分類 1-158	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	新城高等学校
分類 1-159	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	田口高等学校
分類 1-160	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	名古屋盲学校
分類 1-161	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎盲学校
分類 1-162	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	名古屋聾学校
分類 1-163	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	千種聾学校
分類 1-164	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋聾学校
分類 1-165	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎聾学校
分類 1-166	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮聾学校
分類 1-167	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	みあい養護学校
分類 1-168	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮東養護学校
分類 1-169	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田養護学校
分類 1-170	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	半田養護学校 桃花校舎
分類 1-171	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日台養護学校

分類 1-172	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊川養護学校
分類 1-173	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊川養護学校本 宮校舎
分類 1-174	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	安城養護学校
分類 1-175	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	佐織養護学校
分類 1-176	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	三好養護学校
分類 1-177	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	春日井高等養護 学校
分類 1-178	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊田高等養護学 校
分類 1-179	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	名古屋養護学校
分類 1-180	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	港養護学校
分類 1-181	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	豊橋養護学校
分類 1-182	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	岡崎養護学校
分類 1-183	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	一宮養護学校
分類 1-184	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	ひいらぎ養護学 校
分類 1-185	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	小牧養護学校
分類 1-186	同上	H24. 6. 8	H24. 6. 15	大府養護学校

【分類2】平成24年5月31日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 2-1	県立学校 課・室に対する開示請求 障害を持つ生徒児童の指導記録を 市民に情報提供した経緯が記載さ れている文書全部 (平成23年(行ウ)第a号 訴訟 記録閲覧等制限申立書を添付す る)	H24.6.29	H24.7.11	総務課
分類 2-2	同上	H24.6.29	H24.7.11	財務施設課
分類 2-3	同上	H24.6.29	H24.7.11	教職員課
分類 2-4	同上	H24.6.29	H24.7.11	福利課
分類 2-5	同上	H24.6.29	H24.7.11	生涯学習課
分類 2-6	同上	H24.6.29	H24.7.11	高等学校教育 課
分類 2-7	同上	H24.6.28	H24.7.11	義務教育課
分類 2-8	同上	H24.6.29	H24.7.11	特別支援教育 課
分類 2-9	同上	H24.6.29	H24.7.11	健康学習課
分類 2-10	同上	H24.6.29	H24.7.11	体育スポーツ 課
分類 2-11	同上	H24.6.28	H24.7.11	旭丘高等学校
分類 2-12	同上	H24.6.28	H24.7.11	明和高等学校
分類 2-13	同上	H24.6.28	H24.7.11	千種高等学校
分類 2-14	同上	H24.6.28	H24.7.11	守山高等学校
分類 2-15	同上	H24.6.28	H24.7.11	旭陵高等学校

分類 2-16	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	愛知工業高等学校
分類 2-17	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	愛知商業高等学校
分類 2-18	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	緑丘商業高等学校
分類 2-19	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	瑞陵高等学校
分類 2-20	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	惟信高等学校
分類 2-21	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	松蔭高等学校
分類 2-22	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	昭和高等学校
分類 2-23	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	名古屋西高等学校
分類 2-24	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	熱田高等学校
分類 2-25	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	中村高等学校
分類 2-26	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	南陽高等学校
分類 2-27	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	鳴海高等学校
分類 2-28	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	天白高等学校
分類 2-29	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	名古屋南高等学校
分類 2-30	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	名南工業高等学校
分類 2-31	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	中川商業高等学校
分類 2-32	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	瀬戸高等学校
分類 2-33	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	瀬戸西高等学校
分類 2-34	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	瀬戸北総合高等学校

分類 2-35	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	瀬戸窯業高等学校
分類 2-36	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日井高等学校
分類 2-37	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日井西高等学校
分類 2-38	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日井東高等学校
分類 2-39	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	高蔵寺高等学校
分類 2-40	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日井南高等学校
分類 2-41	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日井工業高等学校
分類 2-42	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日井商業高等学校
分類 2-43	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	旭野高等学校
分類 2-44	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊明高等学校
分類 2-45	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	日進高等学校
分類 2-46	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	日進西高等学校
分類 2-47	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	東郷高等学校
分類 2-48	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	長久手高等学校
分類 2-49	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	犬山高等学校
分類 2-50	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	犬山南高等学校
分類 2-51	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	尾北高等学校
分類 2-52	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	江南高等学校
分類 2-53	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	古知野高等学校

分類 2-54	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	小牧高等学校
分類 2-55	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	小牧南高等学校
分類 2-56	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	小牧工業高等学校
分類 2-57	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岩倉総合高等学校
分類 2-58	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	新川高等学校
分類 2-59	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	西春高等学校
分類 2-60	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	丹羽高等学校
分類 2-61	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮高等学校
分類 2-62	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮西高等学校
分類 2-63	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮北高等学校
分類 2-64	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮南高等学校
分類 2-65	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮興道高等学校
分類 2-66	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	木曾川高等学校
分類 2-67	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	尾西高等学校
分類 2-68	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮工業高等学校
分類 2-69	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	起工業高等学校
分類 2-70	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮商業高等学校
分類 2-71	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	津島高等学校
分類 2-72	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	津島北高等学校

分類 2-73	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	津島東高等学校
分類 2-74	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	稲沢東高等学校
分類 2-75	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	稲沢高等学校
分類 2-76	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	杏和高等学校
分類 2-77	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	佐屋高等学校
分類 2-78	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	佐織工業高等学校
分類 2-79	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	海翔高等学校
分類 2-80	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	美和高等学校
分類 2-81	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	五条高等学校
分類 2-82	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	半田高等学校
分類 2-83	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	半田東高等学校
分類 2-84	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	半田工業高等学校
分類 2-85	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	半田農業高等学校
分類 2-86	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	半田商業高等学校
分類 2-87	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	常滑高等学校
分類 2-88	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	横須賀高等学校
分類 2-89	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	東海南高等学校
分類 2-90	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	東海商業高等学校
分類 2-91	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	大府高等学校

分類 2-92	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	大府東高等学校
分類 2-93	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	桃陵高等学校
分類 2-94	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	知多翔洋高等学校
分類 2-95	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	阿久比高等学校
分類 2-96	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	東浦高等学校
分類 2-97	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	内海高等学校
分類 2-98	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	武豊高等学校
分類 2-99	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊田西高等学校
分類 2-100	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊田東高等学校
分類 2-101	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	衣台高等学校
分類 2-102	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊田北高等学校
分類 2-103	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊田南高等学校
分類 2-104	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊田高等学校
分類 2-105	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊野高等学校
分類 2-106	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	松平高等学校
分類 2-107	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	加茂丘高等学校
分類 2-108	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	足助高等学校
分類 2-109	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊田工業高等学校
分類 2-110	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	猿投農林高等学校

分類 2-111	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	三好高等学校
分類 2-112	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岡崎高等学校
分類 2-113	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岡崎北高等学校
分類 2-114	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岡崎東高等学校
分類 2-115	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岡崎西高等学校
分類 2-116	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岩津高等学校
分類 2-117	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岡崎工業高等学校
分類 2-118	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	岡崎商業高等学校
分類 2-119	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	幸田高等学校
分類 2-120	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	碧南高等学校
分類 2-121	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	碧南工業高等学校
分類 2-122	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	刈谷高等学校
分類 2-123	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	刈谷北高等学校
分類 2-124	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	刈谷東高等学校
分類 2-125	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	刈谷工業高等学校
分類 2-126	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	安城高等学校
分類 2-127	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	安城東高等学校
分類 2-128	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	安城南高等学校
分類 2-129	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	安城農林高等学校

分類 2-130	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	西尾高等学校
分類 2-131	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	西尾東高等学校
分類 2-132	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	鶴城丘高等学校
分類 2-133	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一色高等学校
分類 2-134	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	吉良高等学校
分類 2-135	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	知立高等学校
分類 2-136	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	知立東高等学校
分類 2-137	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	高浜高等学校
分類 2-138	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	時習館高等学校
分類 2-139	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊橋東高等学校
分類 2-140	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊丘高等学校
分類 2-141	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊橋南高等学校
分類 2-142	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊橋西高等学校
分類 2-143	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊橋工業高等学校
分類 2-144	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊橋商業高等学校
分類 2-145	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	成章高等学校
分類 2-146	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	福江高等学校
分類 2-147	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	渥美農業高等学校
分類 2-148	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	国府高等学校

分類 2-149	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	御津高等学校
分類 2-150	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	小坂井高等学校
分類 2-151	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊川工業高等学校
分類 2-152	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	宝陵高等学校
分類 2-153	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	蒲郡高等学校
分類 2-154	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	蒲郡東高等学校
分類 2-155	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	三谷水産高等学校
分類 2-156	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	新城東高等学校
分類 2-157	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	新城東高等学校 作手校舎
分類 2-158	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	新城高等学校
分類 2-159	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	田口高等学校
分類 2-160	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	名古屋盲学校
分類 2-161	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	岡崎盲学校
分類 2-162	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	名古屋聾学校
分類 2-163	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	千種聾学校
分類 2-164	同上	H24. 6. 26	H24. 7. 11	豊橋聾学校
分類 2-165	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	岡崎聾学校
分類 2-166	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	一宮聾学校
分類 2-167	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	みあい養護学校

分類 2-168	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	一宮東養護学校
分類 2-169	同上	H24. 6. 26	H24. 7. 11	半田養護学校
分類 2-170	同上	H24. 6. 26	H24. 7. 11	半田養護学校 桃花校舎
分類 2-171	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	春日台養護学校
分類 2-172	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	豊川養護学校
分類 2-173	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	豊川養護学校 本宮校舎
分類 2-174	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	安城養護学校
分類 2-175	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	佐織養護学校
分類 2-176	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	三好養護学校
分類 2-177	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	春日井高等養護学校
分類 2-178	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	豊田高等養護学校
分類 2-179	同上	H24. 6. 27	H24. 7. 11	名古屋養護学校
分類 2-180	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	港養護学校
分類 2-181	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	豊橋養護学校
分類 2-182	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	岡崎養護学校
分類 2-183	同上	H24. 6. 29	H24. 7. 11	一宮養護学校
分類 2-184	同上	H24. 6. 28	H24. 7. 11	ひいらぎ養護学校
分類 2-185	同上	H24. 6. 26	H24. 7. 11	小牧養護学校
分類 2-186	同上	H24. 6. 26	H24. 7. 11	大府養護学校

【分類 3】平成 24 年 5 月 11 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 3	特別支援教育課分 愛知県教育委員会が作成した個別の教育支援計画を入手した開示請求人の発言した内容が記載されている文書	H24. 7. 6	H24. 7. 11	特別支援教育課

【分類 4】平成 24 年 5 月 31 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 4	B さんが報告書において「学校を困らせるようになりました」と記載した開示請求人の行動・発言が記載されている文書 (参考として B さんが作成した平成 23 年(行ウ)第 a 号乙第 10 号証 申立書を添付する)	H24. 6. 29	H24. 7. 11	特別支援教育課

【分類 5】平成 24 年 10 月 10 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 5	<p>愛知県教育委員会教職員課 C さんが作成した平成 22 年（行ウ）第 b 号乙第 211 号証陳述書に記載の内容に関する開示請求 H19 年度～H24 年度</p> <p>②開示請求人が閲覧に来なかったと報告した職員氏名、回答文書</p> <p>④補正依頼をした開示請求書、補正依頼文書「公開窓口」で受け付けたものにかぎる。</p> <p>⑥D さんが作成した D さんと開示請求人との面談記録</p> <p>⑨平成 21 年 10 月頃の総務課教育企画室職員が作成した開示請求人との面談記録</p> <p>⑪E さんが作成した開示請求人との開示の日程調整にかんする電話記録</p>	H24. 11. 6	H24. 11. 28	総務課

【分類 6】平成 24 年 10 月 10 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 6	<p>愛知県教育委員会教職員課 C さんが作成した平成 22 年（行ウ）第 b 号乙第 211 号証陳述書に記載の内容に関する開示請求 H19 年度～H24 年度</p> <p>⑤平成 21 年 7 月 7 日の教職員職員が作成した開示請求人との開示の実施時における面談記録</p> <p>⑫C さんが主張した肖像権の記載がある文書</p>	H24. 11. 6	H24. 11. 28	教職員課

【分類 7】平成 24 年 10 月 10 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 7	愛知県教育委員会教職員課 C さんが作成した平成 22 年（行ウ）第 b 号乙第 211 号証陳述書に記載の内容に関する開示請求 H19 年度～H24 年度 ⑩開示請求人との開示の日程調整にかんする電話記録	H24. 11. 6	H24. 11. 28	義務教育課

【分類 8】平成 24 年 10 月 10 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 8	愛知県教育委員会教職員課 C さんが作成した平成 22 年（行ウ）第 b 号乙第 211 号証陳述書に記載の内容に関する開示請求 H19 年度～H24 年度 ⑦特別支援教育課職員が作成した開示請求人との電話による平成 21 年 8 月 10 日の発言の記録 ⑧特別支援教育課職員（F さん）が平成 21 年 8 月 10 日に開示請求人に対して発言した内容が記載されている文書	H24. 11. 6	H24. 11. 28	特別支援教育課

【分類9】平成24年12月14日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 9-1	各課室 安城養護学校 三好養護学校 春日台養護学校に対する開示請求 乙第77号証陳述書(1)においてDさんが陳述書に記載した内容を記載した文書 (Dさんが作成し、教育委員会に提出した文書)	H25.1.30	H25.2.1	春日台養護学校
分類 9-2	同上	H25.1.30	H25.2.1	三好養護学校
分類 9-3	同上	H25.2.1	H25.2.6	安城養護学校
分類 9-4	同上	H25.2.1	H25.2.8	財務施設課
分類 9-5	同上	H25.2.1	H25.2.8	教職員課
分類 9-6	同上	H25.2.1	H25.2.8	福利課
分類 9-7	同上	H25.2.1	H25.2.8	生涯学習課
分類 9-8	同上	H25.2.1	H25.2.8	高等学校教育課
分類 9-9	同上	H25.2.1	H25.2.8	義務教育課
分類 9-10	同上	H25.2.1	H25.2.8	特別支援教育課
分類 9-11	同上	H25.2.1	H25.2.8	健康学習課
分類 9-12	同上	H25.2.1	H25.2.8	体育スポーツ課

【分類 10】平成 24 年 12 月 14 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 10-1	各課室、安城養護学校 三好養護学校 春日台養護学校に対する開示請求 平成 22 年(行ウ) 第 c 号準備書面(1)に関する開示請求 平成 22 年(行ウ) 第 c 号準備書面(1)に記載されている職員が教育委員会に提出した文書(開示請求人の言動が記載されているもののみ) H19 年度～H24 年度 (参考として平成 22 年(行ウ) 第 c 号準備書面(1)の一部を添付する)	H25. 1. 30	H25. 2. 1	春日台養護学校
分類 10-2	同上	H25. 1. 30	H25. 2. 1	三好養護学校
分類 10-3	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 6	安城養護学校
分類 10-4	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	総務課
分類 10-5	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	財務施設課
分類 10-6	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	教職員課
分類 10-7	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	福利課
分類 10-8	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	生涯学習課
分類 10-9	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	高等学校教育課
分類 10-10	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	義務教育課
分類 10-11	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	特別支援教育課
分類 10-12	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	健康学習課
分類 10-13	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	体育スポーツ課

【分類 11】平成 24 年 12 月 14 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 11-1	各課室に対する開示請求 教育長、教育委員長が決裁した文書のうち別紙第 17 回口頭弁論調書記載の被告の主張に関する分 (参考として第 17 回口頭弁論調書を添付する)	H25. 2. 1	H25. 2. 8	総務課
分類 11-2	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	財務施設課
分類 11-3	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	教職員課
分類 11-4	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	福利課
分類 11-5	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	生涯学習課
分類 11-6	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	高等学校教育課
分類 11-7	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	義務教育課
分類 11-8	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	特別支援教育課
分類 11-9	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	健康学習課
分類 11-10	同上	H25. 2. 1	H25. 2. 8	体育スポーツ課

【分類 12】平成 24 年 12 月 14 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 請求対象所属
分類 12-1	各課室 春日台養護学校 三好養護学校 安城養護学校に対する開示請求 特別支援教育課が入手した文書のうち F さんが乙第 100 号証陳述書(2)で引用したもの (参考として乙第 100 号証陳述書(2)表紙を添付する)	H25. 2. 15	H25. 2. 18	春日台養護学校
分類 12-2	同上	H25. 2. 15	H25. 2. 18	三好養護学校
分類 12-3	同上	H25. 2. 15	H25. 2. 18	安城養護学校
分類 12-4	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	総務課
分類 12-5	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	財務施設課
分類 12-6	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	教職員課
分類 12-7	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	福利課
分類 12-8	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	生涯学習課
分類 12-9	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	高等学校教育課
分類 12-10	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	義務教育課
分類 12-11	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	特別支援教育課
分類 12-12	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	健康学習課
分類 12-13	同上	H25. 2. 18	H25. 2. 22	体育スポーツ課

別表 2 (不開示決定)

【分類 1】平成 24 年 12 月 14 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 請求対象所属
弁護士への資料提出について (平成 22 年(行ウ)第 b 号に係る もの)	H25. 2. 1	H25. 2. 8	総務課

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 9. 1	諮問
26. 10. 15	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 10. 24	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 4. 17 (第454回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 8. 10 (第464回審査会)	審議
28. 1. 22 (第479回審査会)	審議
28. 3. 16	答申